

# 投資者保護指針

平成 21 年 10 月 16 日  
特定非営利活動法人  
証券・金融商品あっせん相談センター

金融商品取引法では、業務に関する包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備し、同じ経済的性質を有する金融商品に同じルールを適用する観点から、業態を問わず、対象商品・取引・勧誘にかかる規制の横断化等が図られた。

さらに、同法では、「認定投資者保護団体」制度を創設し、同法に定める自主規制機関以外の民間団体が投資者の保護を図るため、自主的に行う投資者の苦情の解決、争いのある場合のあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定して当該団体の業務の信頼性を高める枠組みを整備した。

特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（以下「本センター」という）」は、認定投資者保護団体の認定を受けるとともに、同法に定める第 2 種金融商品取引業に関し、投資者保護とそれらの取引に係る業務の健全な発展を図るため、金融商品取引法の規定に基づき、下記のとおり「投資者保護指針」を定める。

## 記

### 1．誠実義務

対象事業者は、お客様に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行するものとする。

### 2．勧誘方針の策定等

対象事業者は、勧誘が適正に行われるよう、法令で定めるところにより、お客様の知識、経験、財産の状況及び目的に照らして配慮すべき事項等を記載した勧誘方針を策定、公表するものとする。

### 3．広告等の規制

対象事業者は、広告その他これに類似する行為をするときは、法令で定めるところより、手数料に関する事項、リスクに関する事項等、お客様の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について、適切に表示する。

#### 4．適合性の原則等

対象事業者は、勧誘にあたり、お客様の知識、経験、財産の状況に関する等の属性を適性に収集し、お客様の属性及び目的に照らして、不適当と思われる勧誘を行うことにより、お客様の保護に欠けることのないようにする。

#### 5．書面の交付

- (1) 対象事業者は、第2種金融商品取引業にかかる契約を締結しようとするときは、あらかじめ、お客様に対し、契約締結前に契約条項のうち重要な事項を記載した書面を交付し、十分な説明を行うように努める。ただし、お客様の保護に支障を生ずることがない場合として法令で定める場合は、この限りではない。
- (2) 対象事業者は、第2種金融商品取引業にかかる取引が成立したときは、遅滞なく、法令で定めるところより、書面を作成し、お客様に交付しなければならないものとする。ただし、取引等の内容その他の事情を勘案し、当該書面を交付しなくても公益又はお客様の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして法令で定める場合は、この限りではない。

#### 6．禁止行為

対象事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) お客様に対して、虚偽のことを告げること。
- (2) お客様に対して、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げること。
- (3) お客様に対して、対象事業者又は対象事業者の依頼を受けた第三者が、特別の利益の提供を約束若しくは提供すること。
- (4) お客様に対して、対象事業者又は対象事業者の依頼を受けた第三者が、元本損失や利益の補てんを約束することや、実際に補てんをすること。
- (5) お客様に対して、第2種金融商品取引業にかかる売買等契約に関して、その判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。
- (6) その他、お客様の保護に欠けるおそれがあるものとして法令で定める行為。

#### 7．資産運用のあり方

対象事業者は、資産運用においては、法令等を遵守するほか、国民経済や国内外の金融・資本市場に及ぼす影響等に鑑み、公共性や効率性などに配慮した運用を行うものとする。

## **８．コンプライアンス及びリスク管理の徹底**

- (1) 対象事業者は、コンプライアンスを経営上の重要課題の一つと位置付け、経営者が率先してコンプライアンス態勢の構築に取り組むものとする。
- (2) 対象事業者は、コンプライアンスを徹底するため、経営者がコンプライアンスの徹底を自らの責務と自覚したうえで、経営上の危機の発生を未然に防止する態勢を整備するとともに、危機の実態や問題点を経営層や幹部が迅速に把握できるシステムを確立する。
- (3) 対象事業者は、事務リスク、システムリスク、人的リスク等、各種リスクの特性に応じたリスク管理を徹底する。

## **９．本センターの責務**

本センターは、お客様からの本センターの対象事業者の業務に係る相談、苦情に対して迅速、適切に対応し、お客様の保護の促進に努めるものとする。

以 上